

# 第3次 大仙市男女共同参画プラン



令和2年3月



## はじめに



少子高齢化が進行し人口減少社会に入っている中、持続可能な地域をつくるためには、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会を形成していくことが重要であります。

これまで、国では平成11年の男女共同参画社会基本法の制定や男女共同参画基本計画、成長戦略等を通じたポジティブ・アクションを始めとする様々な取り組みを進めてまいりました。その結果、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、社会も大きく変わり始めております。

平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、また平成30年5月には「政治分野における男女共同参画社会の推進に関する法律」が成立し、女性活躍推進に向けた取り組みは新たな段階に入っております。

一方、社会の現状を見ると、長時間労働などを背景とした生活を取り巻く状況や、働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応など、様々な課題が存在しており、世代を超えた男女の理解の下、解決のための取り組みが求められております。

「第3次大仙市男女共同参画プラン」では、第2次で掲げた課題に対する施策をさらに推進するとともに、女性の活躍推進、女性が活躍できる環境の整備、多様な働き方や男性の家事・育児・介護等への参画、ワーク・ライフ・バランスの実現などの取り組みを促進し、職場・家庭・地域それぞれの場で実践的な活動に活かせるよう、事業者等への働きかけを行い、施策への取り組みを効果的に進めることとしております。

結びに、このプランは、大仙市男女共同参画審議会や庁内検討会議のグループワークにより検討を重ね策定したものであり、貴重なご意見、ご提言を賜りました関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

大仙市長 老 松 博 行

# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の基本理念	2
5 計画の体系	3

## 第2章 計画策定の背景

男女共同参画をめぐる本市の状況	4
-----------------	---

## 第3章 計画の内容

<b>基本目標1 あらゆる分野における男女共同参画と女性の活躍推進</b>	
施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備	11
施策の方向(2) 女性の職業生活における活躍推進のための支援	13
施策の方向(3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	15
<b>基本目標2 健やかで安心・安全な生活環境の整備</b>	
施策の方向(1) 暴力を許さない社会づくり	17
施策の方向(2) 生涯を通じた男女の健康支援	19
施策の方向(3) 安心して暮らせる福祉の充実	21
<b>基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化</b>	
施策の方向(1) 男女共同参画に関する教育・学習の充実	24
施策の方向(2) 地域における男女共同参画の推進	26
施策の方向(3) 男女共同参画意識の普及・啓発	28

## 第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	30
2 計画の進捗管理	30

## 【参考資料】

数値目標一覧	32
第3次大仙市男女共同参画プラン策定経過	34
関係者名簿	35
男女共同参画社会基本法	36
大仙市男女共同参画推進条例	44
男女共同参画年表	49

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

国では、平成11年の男女共同参画基本法（※1）の制定をはじめ、平成15年には男女共同参画推進本部により「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%」と設定し、ポジティブ・アクション（※2）などの様々な取り組みを進めております。

市では、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として、平成17年10月に「大仙市男女共同参画プラン」、平成27年3月には「第2次大仙市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する講演会や研修会、対象に応じた様々なテーマの講座開催、写真や一行詩コンクール、川柳コンテストの実施など、広く市民への啓発活動を進めております。

平成24年3月には、「大仙市男女共同参画プラン」から独立した下位の計画として「大仙市DV防止基本計画」、平成29年3月には「第2次大仙市DV防止基本計画」を策定し、ドメスティック・バイオレンス（以下DV）（※3）の防止にも力を入れております。

平成28年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、男女共同参画意識の高まりは確認できたものの、依然として回答した女性の7割以上は2時間以上の家事、男性の8割以上は2時間未満という結果になっており、家庭生活における男女共同参画はなかなか実践できていないといった結果が得られております。

こうしたことから、今後は、第2次プランを継承しつつ、男性の家事・育児・介護等への参画を当たり前のこととして実践していくため、市民・行政・事業所等、様々な主体の意識をさらに定着させ、ワーク・ライフ・バランス（※4）の取り組みを促進していく必要があります。

第3次大仙市男女共同参画プランは、第2次プランが令和元年度で終了することを受け、これまでの計画内容や進捗状況等を検証するとともに、現在の社会情勢や国・県の動向、市の現状に沿って策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、平成20年10月1日に施行された「大仙市男女共同参画推進条例」を根拠とし、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるもので、平成28年度に策定した

「第2次大仙市総合計画基本構想」の施策の大綱「男女共同参画の推進」を具体化するために策定する計画です。

なお、この計画は、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(※5)(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく市町村推進計画として位置づけ、男女共同参画計画と一体的に策定し、国・県や大仙市総合計画など関連する他の計画との整合性を図ります。

※1 **男女共同参画社会基本法** 男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げ、行政(国・地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務・基本的施策)を定めた法律です。

※2 **ポジティブ・アクション** 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に関する機会を積極的に提供し、個々の状況に応じて実施していくものです。

※3 **ドメスティック・バイオレンス(DV)** 配偶者(事実婚、元配偶者を含む)や恋人など親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力のことを指します。なお、「暴力」には、叩く・蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力・性的暴力・経済的暴力などさまざまな形態があります。

※4 **ワーク・ライフ・バランス** 仕事(ワーク)と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動などの仕事以外の生活(ライフ)との調和をとり、どちらも充実させる働き方・生き方のことをいいます。

※5 **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律** 女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則を掲げ、行政(国・地方公共団体)と事業主それぞれが果たすべき責務を定めた法律です。

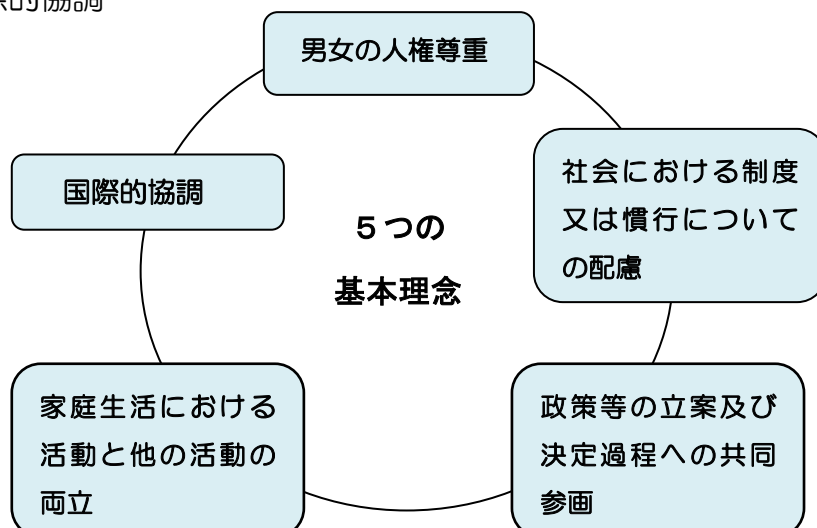
### 3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年計画とします。また、社会情勢の変化、国・県の動向等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

### 4 計画の基本理念

大仙市男女共同参画推進条例第3条に規定する次の5つの基本理念を、この計画の基本理念とします。

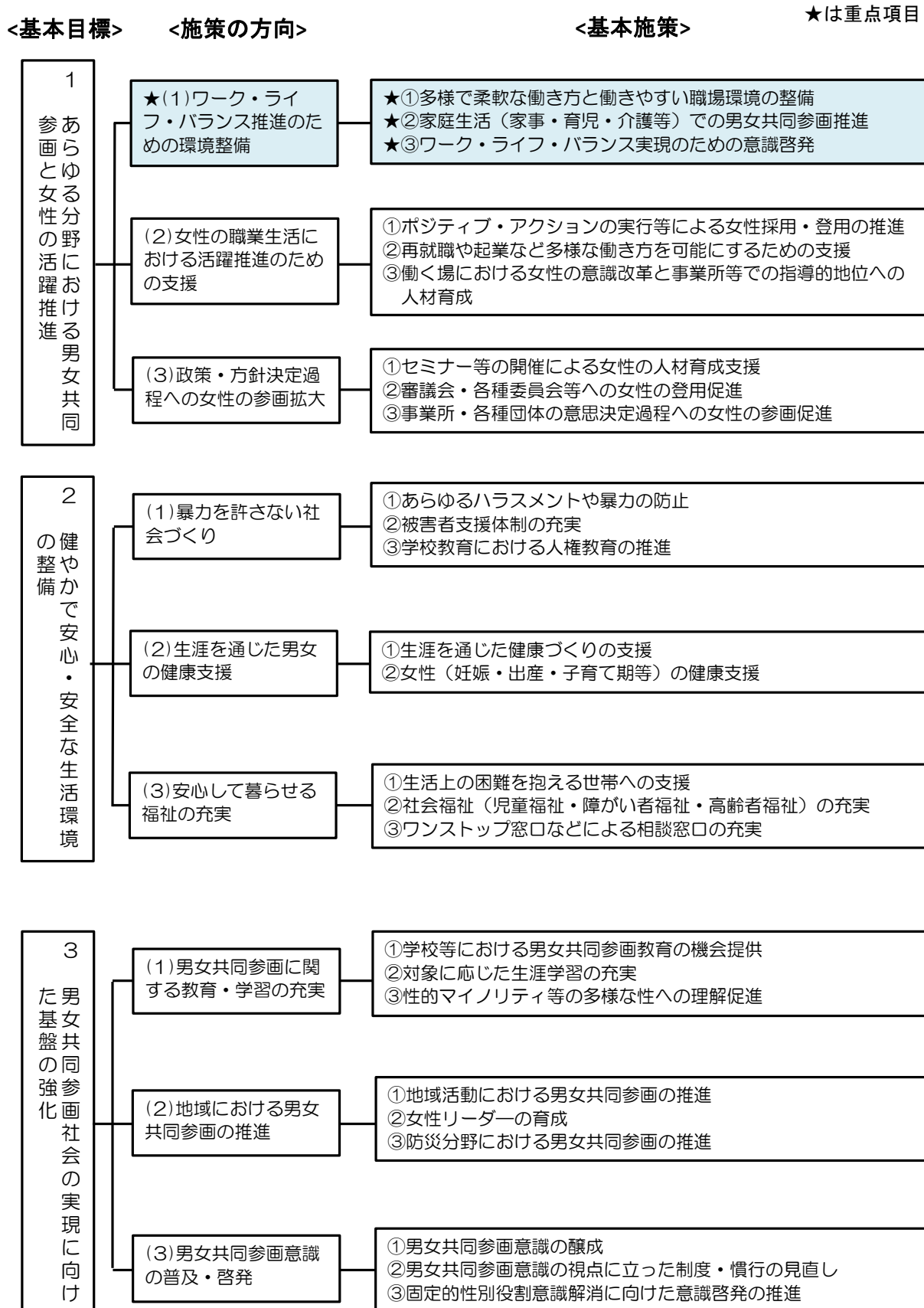
- (1) 男女の人権尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定過程への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調



# 5 計画の体系

めざすまちの姿

誰もがイキイキと「ともに輝く男女共同参画のまち」



## 第2章 計画策定の背景

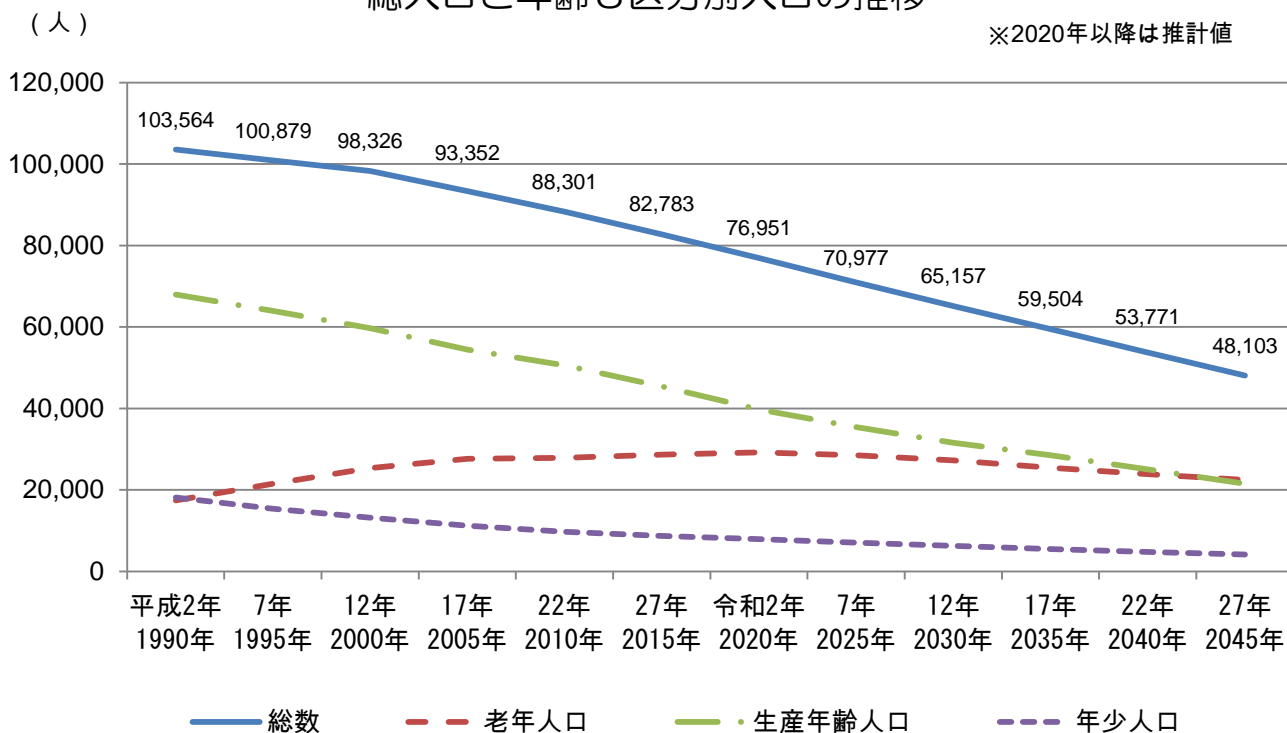
### 男女共同参画をめぐる本市の状況

#### 1 人口構成と推移

総人口は昭和30年の123,158人をピークに減少し、「平成の大合併」により8市町村が合併した平成17年には93,352人、平成27年には82,783人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は平成2年に2万人を割り、平成7年には老年人口（65歳以上）が年少人口を上回りました。生産年齢人口（15～64歳）は平成2年に7万人を、平成12年には6万人を割っており、このまま推移した場合、令和22年（2040年）には生産年齢人口（約2万7千人）と老年人口（約2万4千人）が拮抗すると推測されています。

総人口と年齢3区分別人口の推移



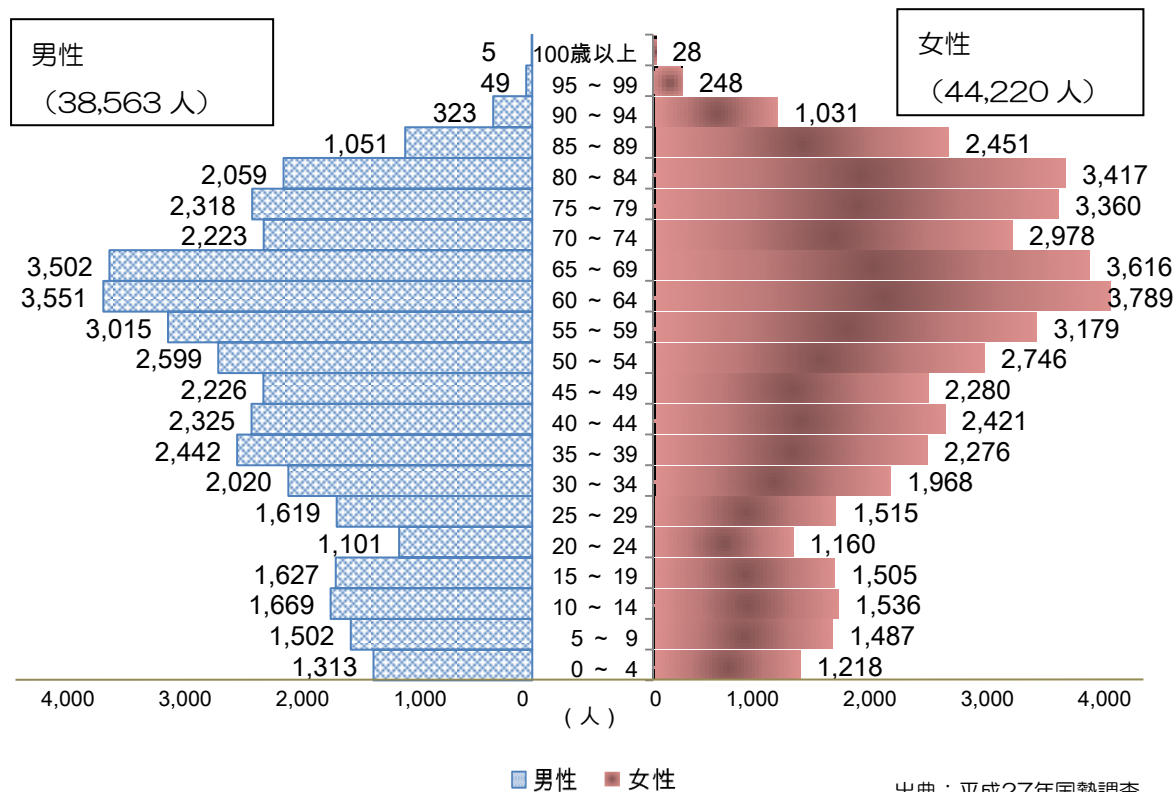
出典：国勢調査

国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



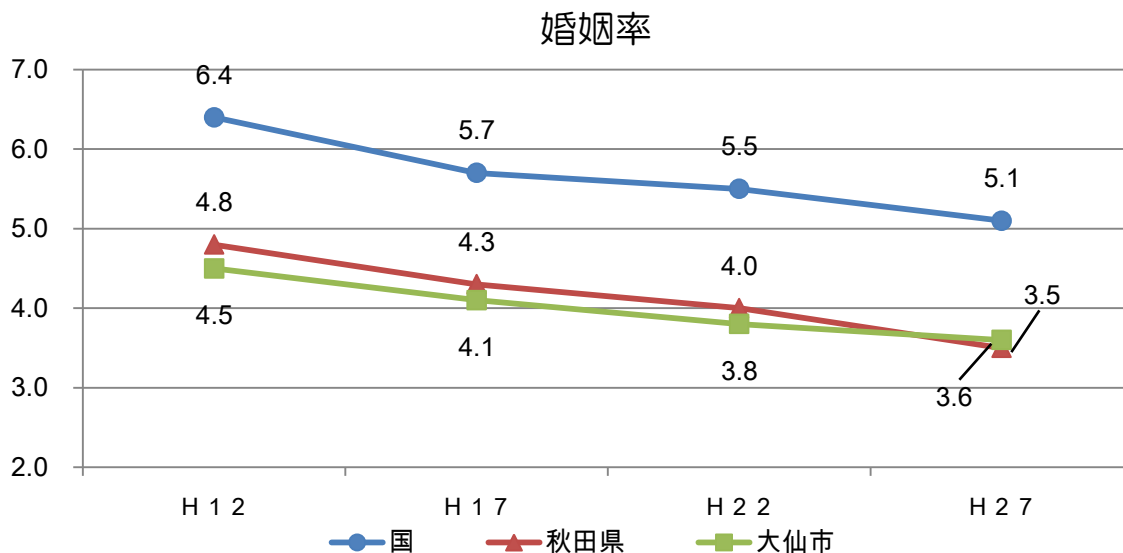
年齢5歳階級別人口では、男性、女性ともに60～64歳、次いで65～69歳の年齢区分で人口が多くなっており、幼年・若年層は相対的に人口が少なくなっております。特に0～4歳の年齢層は、20～24歳の年齢層とともに、人口が少ない年齢層の1つとなっております。

年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）



## 2 婚姻率

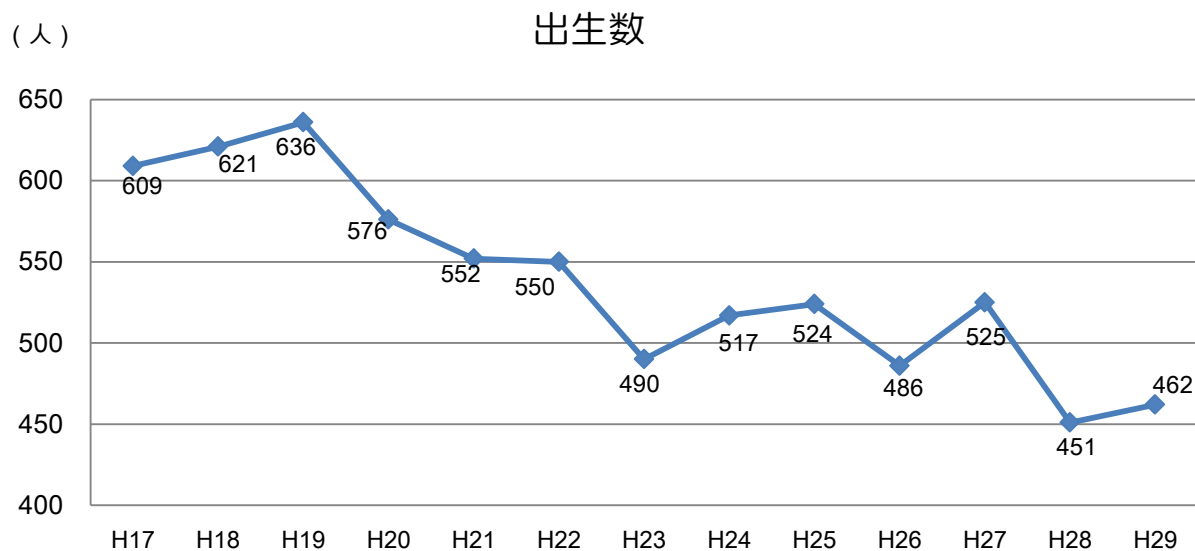
婚姻率（人口1,000人に対する婚姻件数）は、平成12年から平成22年まで県より0.2ポイントから0.3ポイント低く推移していましたが、平成27年は、県より0.1ポイント上回ったものの、依然として婚姻率は減少傾向にあります。



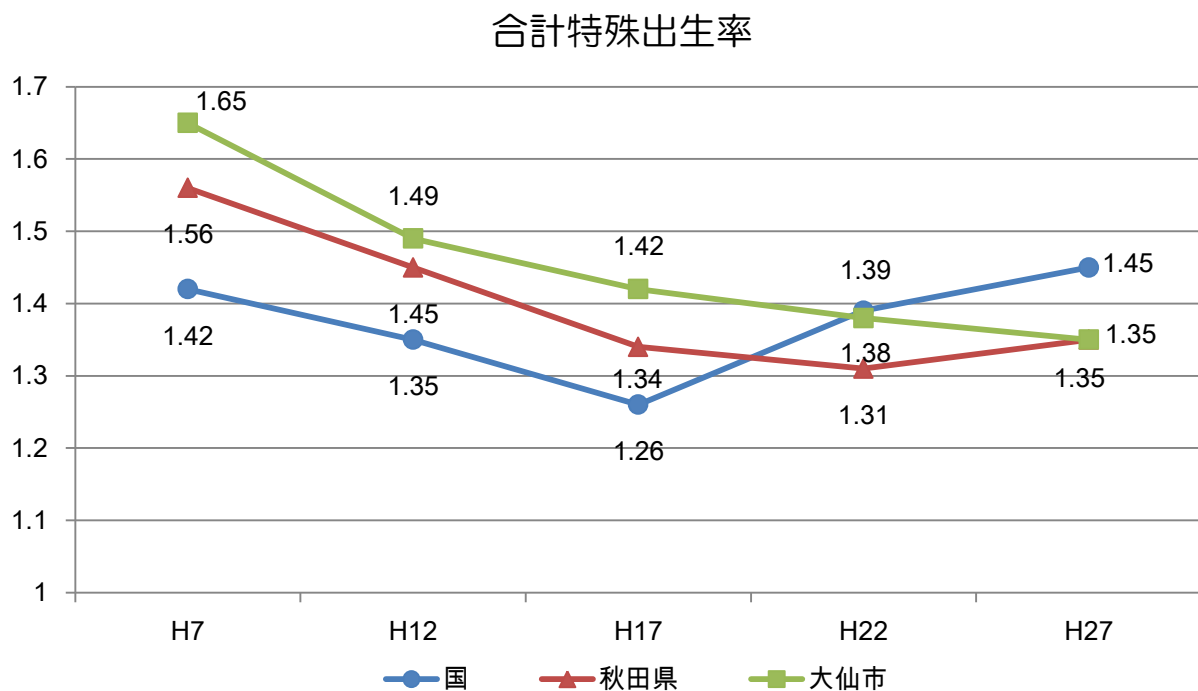
### 3 出生の状況

出生数は平成19年まで上昇傾向にありましたが、平成19年の636人をピークに減少傾向が続いております。

また、合計特殊出生率は平成7年には1.65でしたが、平成27年には1.35と出生数と同様に減少傾向が続いております。



出典：秋田県衛生統計年鑑



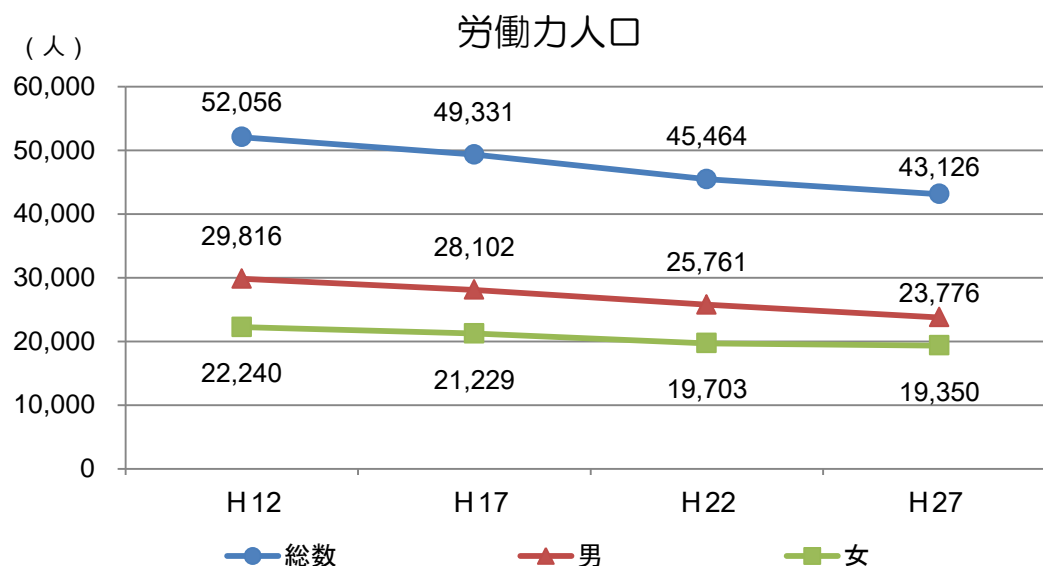
出典：秋田県衛生統計年鑑

大仙市の数値は国勢調査の結果から大仙市で算出

#### 4 労働力状態

労働力人口は合併前の平成12年には52,056人でしたが、生産年齢人口の減少にともない年々減少傾向にあります。平成27年には43,126人となっており、15年間で約9,000人減少しております。

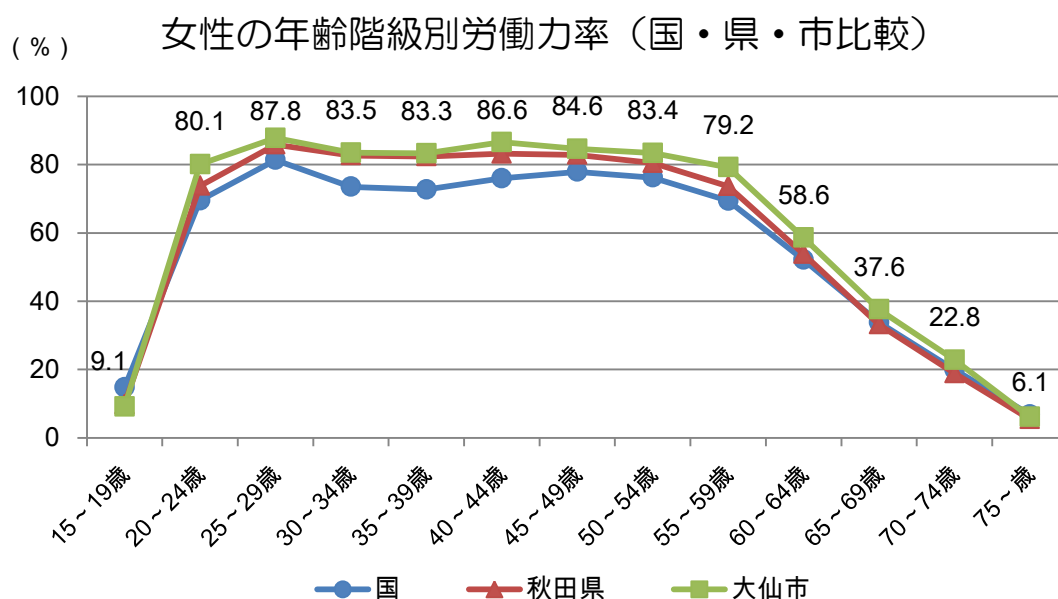
男性に比べ女性の減少は緩やかとなっております。生産年齢人口が減少しているなか女性の就業率の高まりが伺えます。



出典：平成27年国勢調査

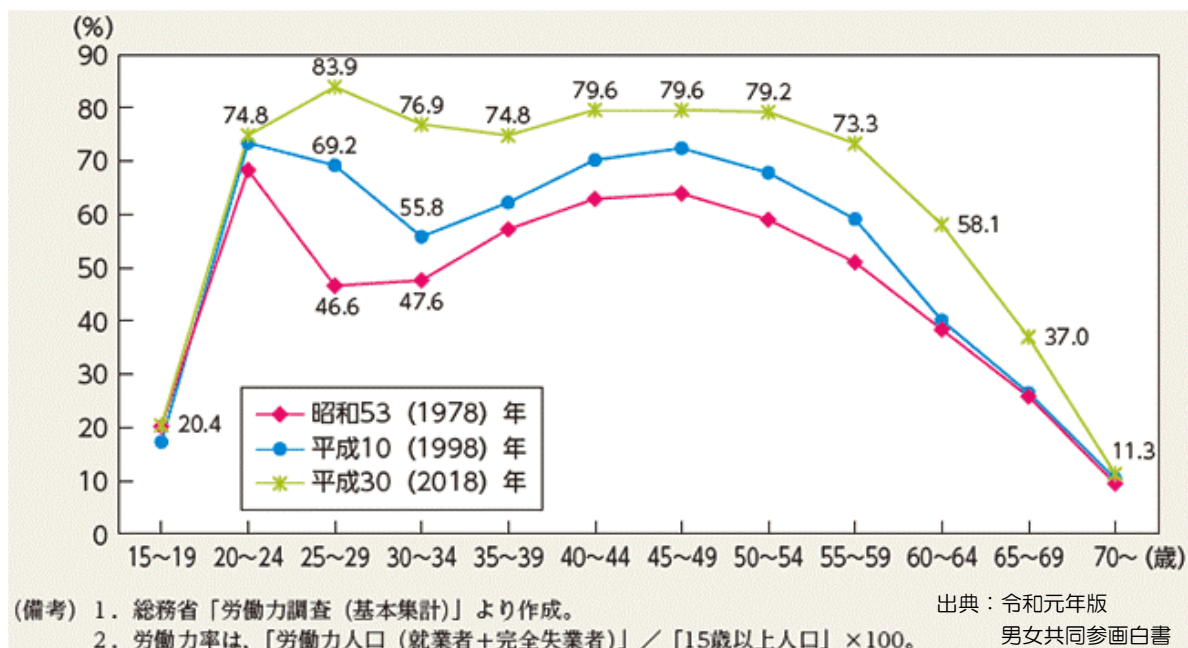
女性の年齢階級別労働力率の「M字カーブ」は、国・県と比較して改善されてきております。

また、女性の年齢階級別労働力率について国の推移を見ると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなってきており、M字の底となる年齢階級は上昇しております。



出典：平成27年国勢調査

女性の年齢階級別労働力率（国の推移）



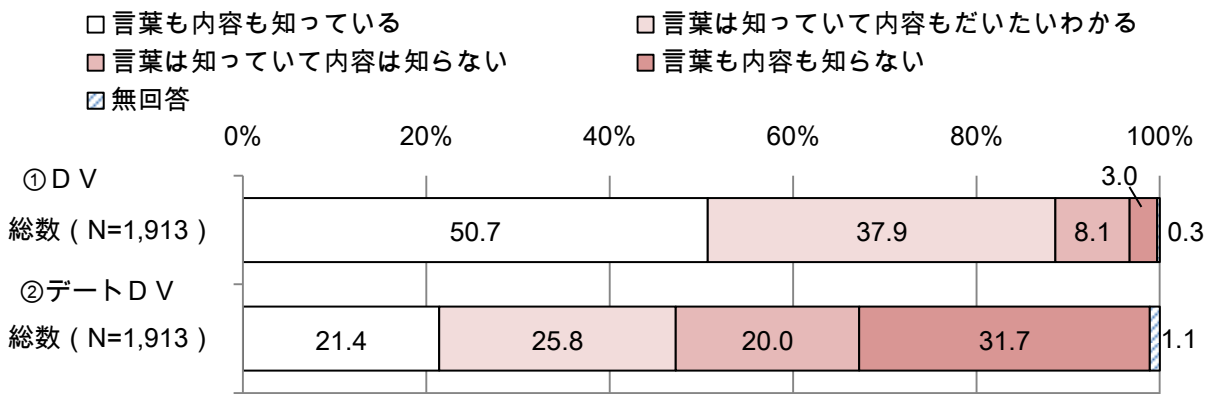
## 5 ドメスティック・バイオレンス（DV）の状況

### (1) 言葉の認知度

言葉の認知度については、平成28年に高校生を対象に行った「交際相手等からの暴力に関する高校生意識調査」（以下「高校生意識調査」）によると、「DV」について「言葉も内容も知っている」と回答した割合は50.7%、「言葉を知っている」（「言葉も内容も知っている」+「言葉は知っていて内容もだいたいわかる」+「言葉は知っていて内容は知らない」と回答した割合は96.7%となっております。

また「デートDV」について「言葉も内容も知っている」と回答した割合は21.4%、「言葉を知っている」と回答した割合は67.2%となっております。

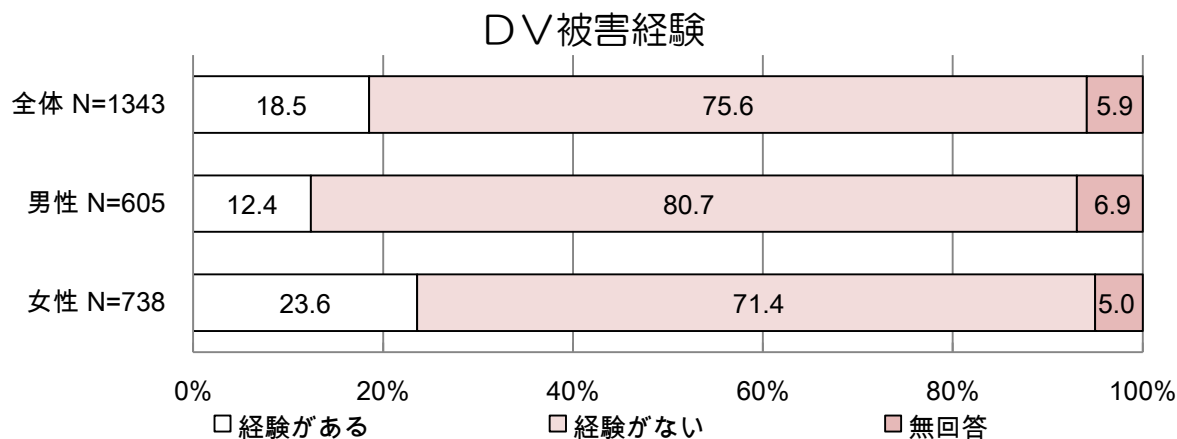
#### 言葉の認知度



出典：平成28年度交際相手等からの暴力等に関する高校生意識調査

(2) DV被害経験

平成28年度大仙市男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」）によると、DVを受けた経験があると回答した割合は、全体では18.5%となっており、男女別では女性が23.6%、男性が12.4%と女性の割合が11.2ポイント高くなっております。

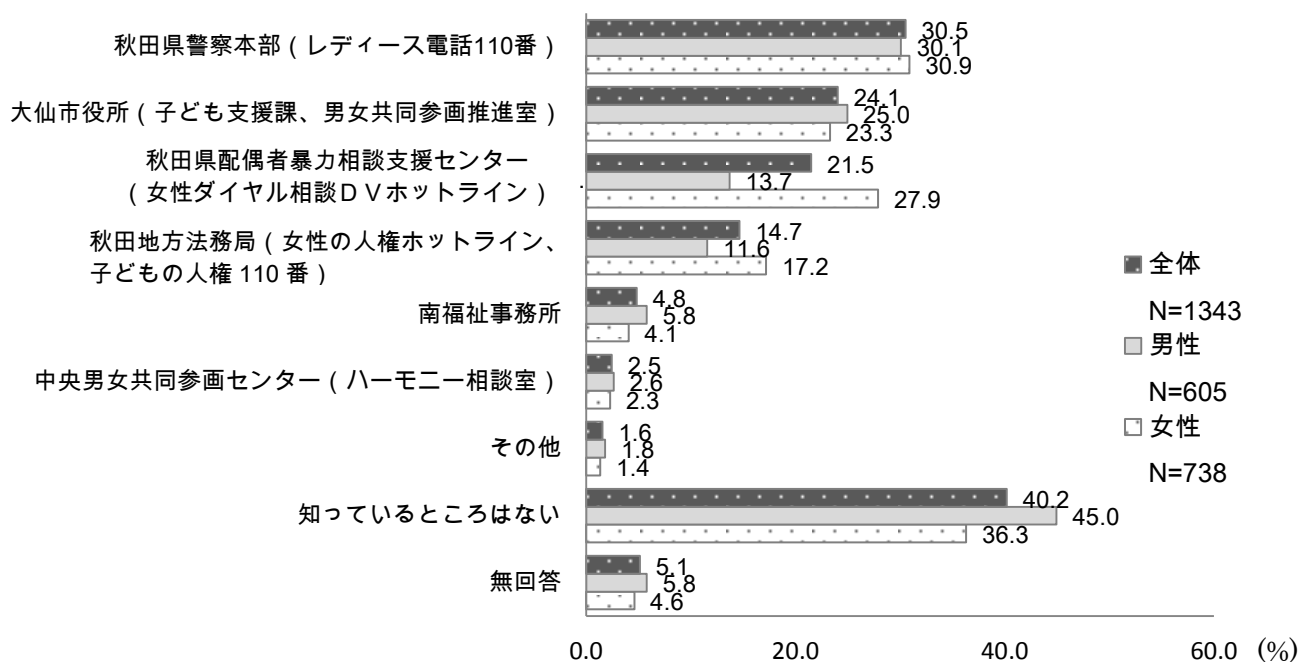


出典：平成28年度大仙市男女共同参画に関する市民意識調査

(3) 相談機関の周知状況

配偶者や交際相手から、暴力を受けたときに相談できる窓口として知っているところは、「秋田県警察本部（レディース110番）」が30.5%と最も多く、次いで「大仙市役所（子ども支援課、男女共同参画推進室）」が24.1%、「知っているところはない」が40.2%となっております。

相談機関の周知状況



出典：平成28年度大仙市男女共同参画に関する市民意識調査

市では既に人口減少社会に入っており、15歳以上65歳未満の経済活動の核となるべき生産年齢人口や15歳未満の年少人口も減少しております。

今後もこの傾向は続く見込みで、持続可能な社会を維持していくため、企業活動、行政・地域社会等の様々な場面で、性別や慣習等に捉われずに、誰もが活躍できる環境づくりや、多様な視点を積極的に取り込み、直面する課題を解決していく事が重要です。

男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会を実現するため、第3章の計画の内容では、市の現状を踏まえて、男女共同参画社会を実現するための基本目標を掲げ、推進の施策や取り組みを示します。

### 第2章の用語解説

#### ○M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率を示す指標をグラフ化した時、出産・育児期に就業率が落ち込み、子育てがひと段落して再就職をする時に描かれるカーブの形が「M」の字に似た曲線を描くことから名付けられたものです。

#### ○合計特殊出生率

1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標のことです。年齢ごとに区分された女性の人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計のことです。

#### ○労働力人口

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものです。

#### ○労働力率

15歳以上の人口に占める、労働力人口の割合

労働力人口÷15歳以上65歳未満の人口（生産年齢人口）×100の数値です。

#### ○デートDV

高校生や大学生など、婚姻関係にないカップル間でも、親密な関係になると大人のDVと同じようなことが起きており、これを「デートDV」といいます。

#### ○配偶者暴力相談支援センター

DV被害者に対する相談や情報提供などを行い、県内には女性相談所・北福祉事務所・山本福祉事務所・中央福祉事務所・南福祉事務所・中央男女共同参画センターの6カ所があります。

## 第3章 計画の内容

### 基本目標1 あらゆる分野における男女共同参画と女性の活躍推進

#### 施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備

##### ◆現状と課題

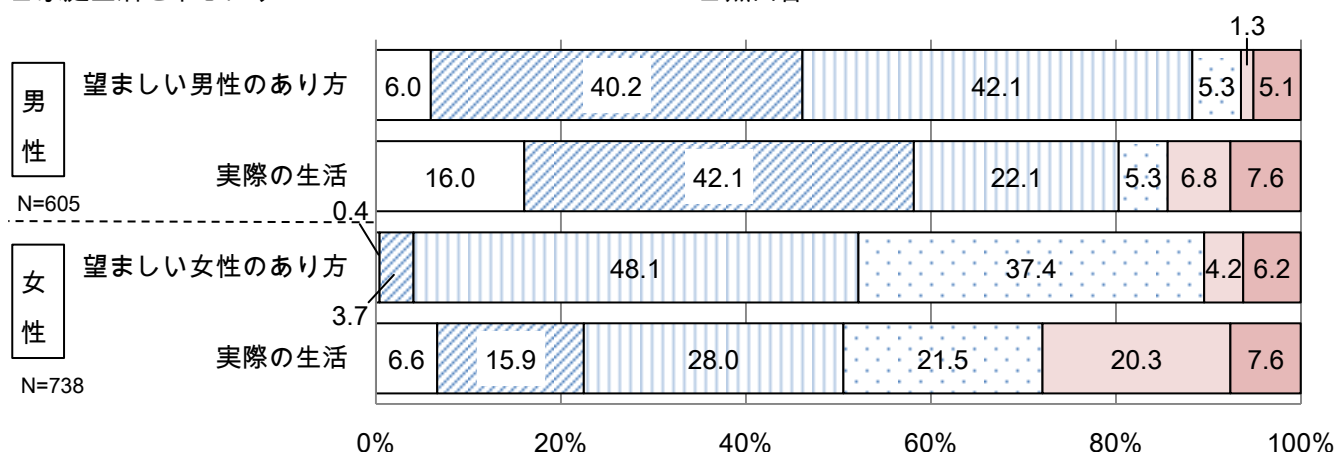
共稼ぎ世帯や核家族化の増加に伴い、男性も家事や子育てに参加できる職場の環境づくりが求められております。男性の家事や育児への参加促進は、事業所にとっても人材の確保や定着につながり、生産性向上のメリットもあることから、男性の育児休業等の取得を促進し、男性も女性も子育てや家事に協力して参加することが当たり前の社会が必要です。

今後は、仕事の進め方や業務体制を見直し、長時間労働の改善を進めるとともに、男女を問わず短時間勤務やテレワーク(在宅勤務)などの柔軟で多様な就業形態や、育児・介護休業等を取得しやすい職場環境整備など、多様な生活スタイルやライフステージに応じた、「ワーク・ライフ・バランス」が実現できる職場環境の整備が求められております。

ワーク・ライフ・バランスを実践していくため、事業所の経営者や人事担当者等に対するイクボス研修の開催により、働きやすい職場環境づくりの鍵となる「イクボス」を市役所をはじめ市内事業所に増やしていくことが大切です。

#### 仕事と家庭生活の望ましいあり方と現実

- 仕事を中心にする
- 家庭生活等と仕事を同じように両立させる
- 家庭生活を中心にする
- 家庭生活等にも携わるが、あくまで仕事を優先する
- 仕事に携わるが、家庭生活等を優先させる
- 無回答



出典：平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査

◆基本施策

①多様で柔軟な働き方と働きやすい職場環境の整備

希望に応じて多様で柔軟な働き方を選択し十分に能力が発揮できるよう、事業所への啓発活動を行います。

②家庭生活（家事・育児・介護等）での男女共同参画推進

家事・育児・介護等を積極的に行うロールモデルの紹介等を通して、男性中心型の労働慣行を見直し、男性が家事・育児・介護等を分担し参加することの重要性や一人ひとりが家族や家庭の一員として自立した考え方で役割を分担することにより、家事の時間を家族との時間に変えていくような意識づくりを行います。

③ワーク・ライフ・バランス実現のための意識啓発

職場風土の改革や働きやすい就業環境の整備を促進し、働く人の「仕事と家庭の両立支援」を推進するため、事業所の経営者や管理職への意識啓発を図ります。

併せて、働きやすい職場づくりの鍵となる「イクボス」を事業所へ増やしていくための「イクボス研修」を開催して意識啓発を図ります。

また、妊娠・出産・産後の妻へその時々夫・父としてできることの例示や育児休業の取得方法などの情報が掲載されているガイドブック「父子手帳」（県仙北地域振興局作成）を、母子手帳交付時にパパになる男性向けに配付し、男性の家事・育児への積極的な参画支援を行います。

◆男女共同参画指標と目標値

No.	男女共同参画指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
1	「イクボス研修」参加事業所数	16事業所	20事業所
2	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	45.0% (H28)	55%
3	父子手帳の配付数	—	470冊

◆具体的な取り組み

- ・事業者向けの研修や啓発活動
- ・長時間労働の抑制
- ・有給休暇の取得促進
- ・連続休暇の取得促進
- ・育児休業終了後の円滑な職場復帰への支援
- ・ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- ・多様な働き方についての普及・啓発



施策の方向（2） 女性の職業生活における活躍推進のための支援

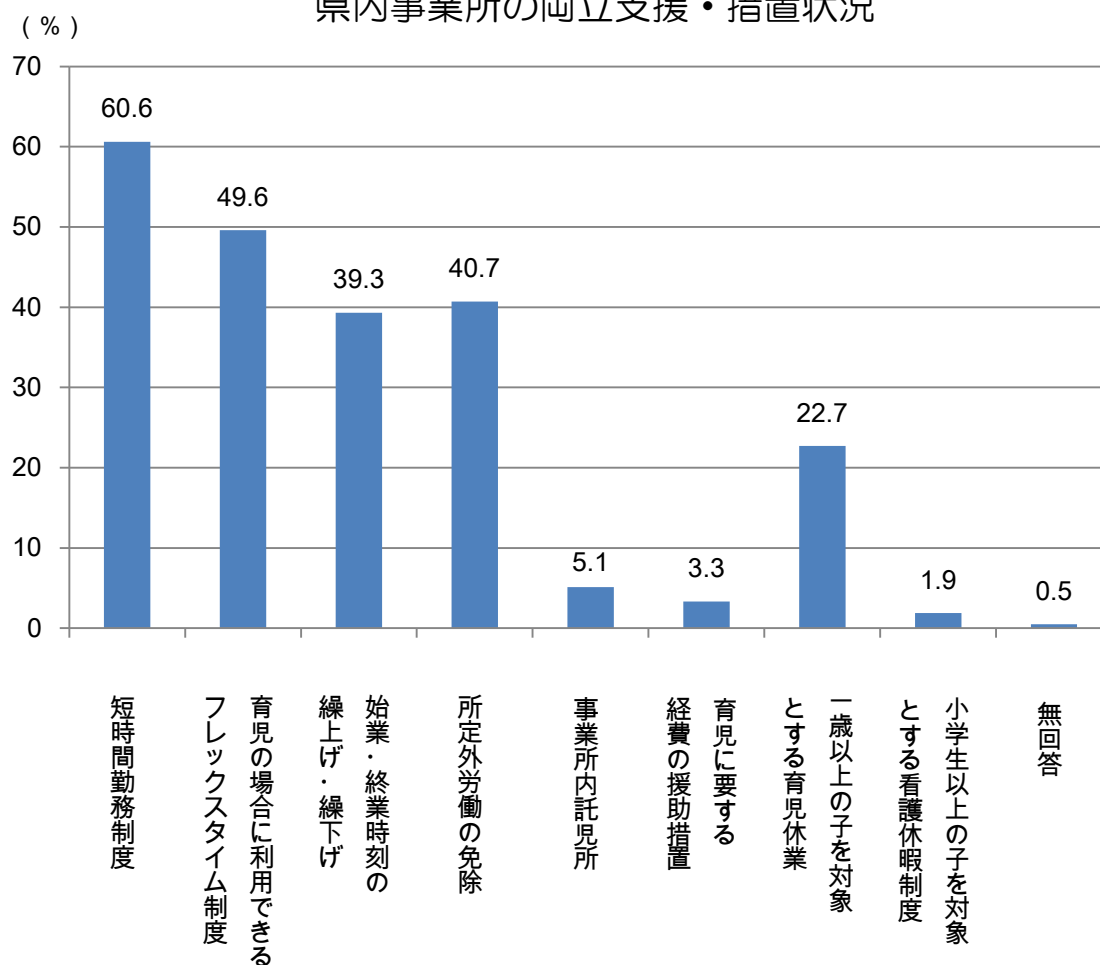
◆現状と課題

固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児、家族の介護等、家庭の責任の多くを未だに女性が担っています。男性を中心とした雇用慣行が維持されていることにより、男女の間で法律上差別はなくとも、実質的には機会の不平等が生じていることが考えられます。

女性の年齢階級別労働力率（平成27年国勢調査）は75歳以上を除き、国・県を上回っています。出産・育児期にある女性の労働力率が増加傾向にある中、継続就業あるいは再就職する女性が職業生活において不利益を被ったり、雇用機会や待遇などの面で男女格差が起きないように、事業所等に対しても積極的に啓発を進めていくことが大切です。

平成30年度の県内事業所の両立支援・措置状況では、仕事と子育ての両立支援のため何らかの支援措置を行っている事業所の割合は61.9%となっており、その具体的な支援・措置として最も多いのが「短時間勤務制度」で60.6%、次いで「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」で49.6%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」で39.3%、「所定外労働の免除」で40.7%、「事業所内託児所」で5.1%、「育児に要する経費の援助措置」で3.3%、「一歳以上の子を対象とする育児休業」とする育児休業で22.7%、「小学生以上の子を対象とする看護休暇制度」で1.9%、「無回答」で0.5%となっています。

県内事業所の両立支援・措置状況



出典：秋田県雇用労働政策課  
平成30年度労働条件等実態調査

◆基本施策

①ポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進

男女の実質的な機会平等確保のため、事業所へポジティブ・アクションの普及を図り、取り組みの実施を促進します。また、市職員の女性管理職登用率の増加を目指します。

②再就職や起業など多様な働き方を可能にするための支援

働きたいという希望を持っている女性の再就職や、起業を目指す人へセミナー開催などの情報を提供し、就業に向けた支援を行います。また、起業を目指す方への助成も行います。

③働く場における女性の意識改革と事業所等での指導的地位への人材育成

働く場において、女性が継続して能力を発揮しキャリアアップを目指せるよう、情報や学習機会の提供を行います。

◆男女共同参画指標と目標値

No.	男女共同参画指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
1	「ポジティブ・アクション」の認知度	33.1% (H28)	40%
2	事業所向けセミナー受講者数(累計)	29人	150人

◆具体的な取り組み

- ・女性のキャリアアップ支援
- ・事業所等に対する研修会、講習会への参加促進
- ・事業所や就業女性のための講座の開催、交流機会の創出

施策の方向（3） 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

◆現状と課題

市の審議会等への女性の参画率は、平成31年4月1日現在、全体で33.0%となっておりますが、女性委員が全くいない審議会等もあります。男性、女性それぞれの視点を取り入れて、政策・方針決定を行っていくためには、女性人材の育成や登用を進め、女性委員の登用を促進していく必要があります。

平成31年4月1日現在の市内小中学校の校長、教頭の女性割合は、小学校では校長24.0%、教頭9.0%、中学校では校長0%、教頭17.0%となっております。

また、市職員の管理職に占める女性割合は24.8%となっており、内訳は部長相当職0%、次長相当職10.5%、課長相当職30.2%となっており、2020年までに指導的地位に占める女性割合を30%程度とする国の目標は概ね達成されております。

一方、平成30年度の県内事業所における女性管理職の登用率を役職ごとに見てみると、役員が1.6%、部長相当職が0.5%、課長相当職が1.5%、係長相当職が2.3%と依然少ない割合となっており、事業所への働きかけや経営者、人事担当者等の理解、意識啓発が求められております。

県内事業所の女性管理職の割合

(%)

区分	全労働者数	うち女性管理職					
		計	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職	
調査計	100.0	5.9	1.6	0.5	1.5	2.3	
企業規模	5～29人	100.0	8.3	3.6	0.8	2.1	1.8
	30～99人	100.0	5.6	1.7	0.5	1.6	1.8
	100～299人	100.0	4.7	0.7	0.5	1.0	2.5
	300～499人	100.0	3.1	0.2	0.3	0.7	1.9
	500人以上	100.0	4.8	0.0	0.2	1.4	3.2
産業分類	建設業	100.0	4.6	3.1	0.4	0.4	0.7
	製造業	100.0	2.5	0.8	0.0	0.6	1.1
	情報通信業	100.0	6.1	0.1	1.0	3.1	1.9
	運輸、郵便業	100.0	2.3	1.8	0.0	0.1	0.4
	卸売、小売業	100.0	7.3	2.3	0.2	2.0	2.8
	金融、保険業	100.0	7.2	0.3	0.4	2.2	4.3
	宿泊、飲食業	100.0	13.0	3.6	1.0	3.0	5.4
	サービス業	100.0	5.4	1.4	0.2	1.3	2.5

出典：秋田県雇用労働政策課  
平成30年度労働条件等実態調査

### ◆基本施策

#### ①セミナー等の開催による女性の人材育成支援

女性自らが意欲を高め能力を発揮できるよう、女性の人材育成に取り組むとともに、あらゆる分野における男女共同参画の拡大を目指します。

#### ②審議会・各種委員会等への女性の登用促進

政策・方針決定過程において女性の視点からも意見が反映されるよう、女性委員のいない審議会等の解消を目指し、積極的な登用を図ります。

#### ③事業所・各種団体の意思決定過程への女性の参画促進

事業所等における男性中心の組織体制や性別による役割分担意識を見直し、女性の意思決定過程への参画拡大や管理職の登用促進を進めるための啓発を行います。

### ◆男女共同参画指標と目標値

No.	男女共同参画指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
1	審議会等における女性の割合	33.0%	35%
2	若年層（18～24歳）の投票率の向上	34.3%	40%
3	女性人材リストの登録者数	14人	20人

### ◆具体的な取り組み

- ・市広報による地域や職場で活躍している女性の紹介（だいせんの輝く女性たち）
- ・女性人材リストの充実と活用

### ◆基本目標1の用語解説

#### ○テレワーク（在宅勤務）

勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態をいいます。

#### ○イクボス

職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことです。

基本目標2 健やかで安心・安全な生活環境の整備

施策の方向(1) 暴力を許さない社会づくり

◆現状と課題

配偶者等からの暴力、児童虐待、高齢者や障がい者への虐待等、様々な場面で、暴力によって人権が著しく侵害されております。

セクシャル・ハラスメントやストーカー行為等の暴力は、その被害者の多くが女性であり、被害者が相談や届出をすることに抵抗感を持つことが多く、被害が潜在化し問題解決を難しくする傾向があります。

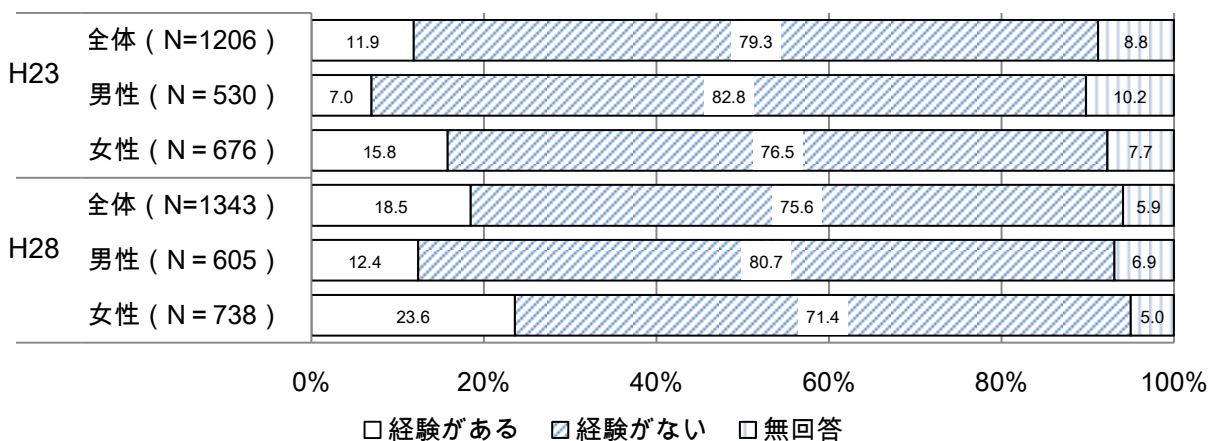
市民意識調査の結果によるとDVを受けた経験があると回答した割合は、全体で18.5%、男性は12.4%、女性は23.6%となっております。平成23年度の調査との比較では、「経験がある」と回答した割合は6.6ポイント増加しており、潜在化していたDV被害が啓発等によって顕在化してきたものと思われます。

DVやセクシャル・ハラスメント等の人権侵害により被害を受けた際の相談先では、「職場・学校内の相談窓口」や「職場・学校外の専門機関」に相談した割合は10%に満たないことから、相談できる窓口について周知していくことが必要です。

また、高校生意識調査によると、交際経験者のうち、交際相手から暴力を受けたことがあると回答した割合は男性で9.7%、女性で20.3%となっており、平成23年度の調査と比較すると男性は6.8ポイント減少しているものの、女性は8.8ポイント増加しております。

初めて被害を受けた時期については29.9%が高校入学前と回答しており、小中学校においても、発達段階に応じた人権尊重意識を高めるための教育を行っていく必要があります。さらに、デートDVの予防や被害者支援には、教職員や保護者等の理解が必要なため、啓発活動や学習機会の提供などを行っていくことが大切です。

配偶者等からのDVの経験



出典：平成23年度・平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査

◆基本施策

①あらゆるハラスメントや暴力の防止

DVやセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等のハラスメントは重大な人権侵害です。

特に、職場におけるハラスメントは働く人の個人としての尊厳を傷つける社会的に許されない行為でもあり、働く人が能力を十分に発揮することの妨げに繋がり、事業所にとっては職場秩序の乱れ、業務への支障にも繋がる問題です。

お互いの人権を尊重することや、暴力は犯罪であることを広く普及・啓発します。

②被害者支援体制の充実

DVだけでなく、障がい者や高齢者、子どもなど社会的弱者に対する暴力防止の啓発活動を行い、暴力を容認しない社会づくりを目指します。また、一人で悩まずに相談しやすいような庁内のワンストップ窓口化や、警察・配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携を強化します。

③学校教育における人権教育の推進

若年層においても大人と同じようなDV(デートDV)が起きていることから、中学生や高校生を対象としたデートDV予防教育講座を実施し、若い世代が「被害者にも加害者にもならない」ように暴力の防止や人権意識の啓発に努めます。

また、インターネットやSNSの安全な使い方など、メディア・リテラシーを高めるため年齢に応じた講座等を開催します。

◆男女共同参画指標と目標値

No.	男女共同参画指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
1	DV被害を相談しなかった人の割合	49.8% (H28)	40%
2	デートDV予防教育講座の実施	3回	4回

◆具体的事業や取り組み

- ・広報やホームページ等による暴力の防止や人権意識の啓発
- ・DV被害などに関する相談機関の情報提供
- ・対等な関係づくりや人権侵害等に関する講座の実施

施策の方向（2） 生涯を通じた男女の健康支援

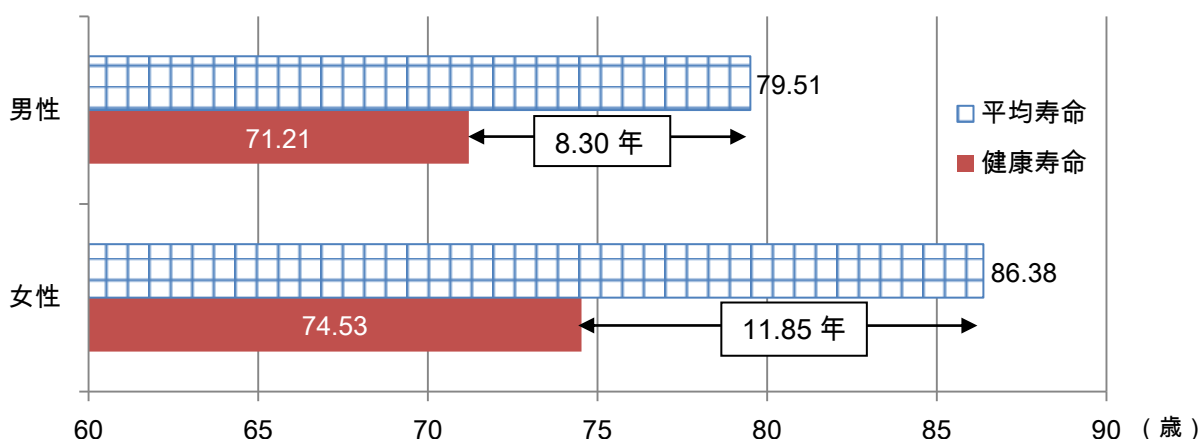
◆現状と課題

生涯を通じた健康保持のためには、性差に応じた適切な健康管理が必要です。女性は妊娠や出産の可能性があり、乳がんや子宮頸がんの発症、高齢出産の増加、更年期障害等、ライフステージにおいて男性とは異なる病気や健康上の問題があります。特に、乳がん、子宮頸がんについては早期発見の場合、その治療効果が高いため、定期的に検診を受けることが重要です。

市では乳がん、子宮頸がん・婦人科超音波検診の受診率 50%を目標として取り組んできましたが、平成30年度の乳がん検診受診率は 14.7%、子宮頸がん・婦人科超音波検診の受診率は 11.2%となっており、達成率は低い状況です。

生涯にわたって心身ともに健やかで、生きがいを持って暮らすことができるためには、定期的な検診の受診や生活習慣病予防などの取り組みにより、健康寿命を延ばすことが必要です。

秋田県の平均寿命と健康寿命



出典：秋田県医療保健福祉計画  
 平均寿命は平成 27 年の数値  
 健康寿命は平成 28 年の数値

◆基本施策

①生涯を通じた健康づくりの支援

生涯を通じた健康増進対策の充実のため、心の悩みも含めて、男女の性差を理解したうえで、安心して相談できる体制を推進します。

相談内容に適した指導や、男女がそれぞれの健康状態に応じて自己管理ができるようなサポートを行います。

また、心の健康支援についても健康相談や情報提供を行うなどにより、取り組みを強化します。

②女性（妊娠・出産・子育て期等）の健康支援

女性が安心して、妊娠・出産・子育ての時期を過ごせるよう、妊産婦への情報提供や相談体制を強化し、パートナーを含めた育児不安の解消に努めます。

また、妊産婦・乳幼児に対する健診・保健指導の充実や不妊に悩む人への支援等を行います。

◆男女共同参画指標と目標値

No.	男女共同参画指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
1	乳がん検診受診率	14.7%	50%
2	子宮頸がん検診・婦人科超音波検診	11.2%	50%
3	パパママ教室の参加率（定員に対して）	81.5% (H30)	90%
4	パパママ教室の父親の参加率 (定員に対して)	72.6% (H30)	80%
5	乳幼児健康診査・歯科健診の受診率	99.0%	100%

◆具体的な取り組み

- ・各種健（検）診の受診勧奨
- ・健康相談の実施
- ・こころの相談事業の実施
- ・ライフステージにおける食育推進活動
- ・妊娠中からの子育て支援事業の推進



施策の方向（3） 安心して暮らせる福祉の充実

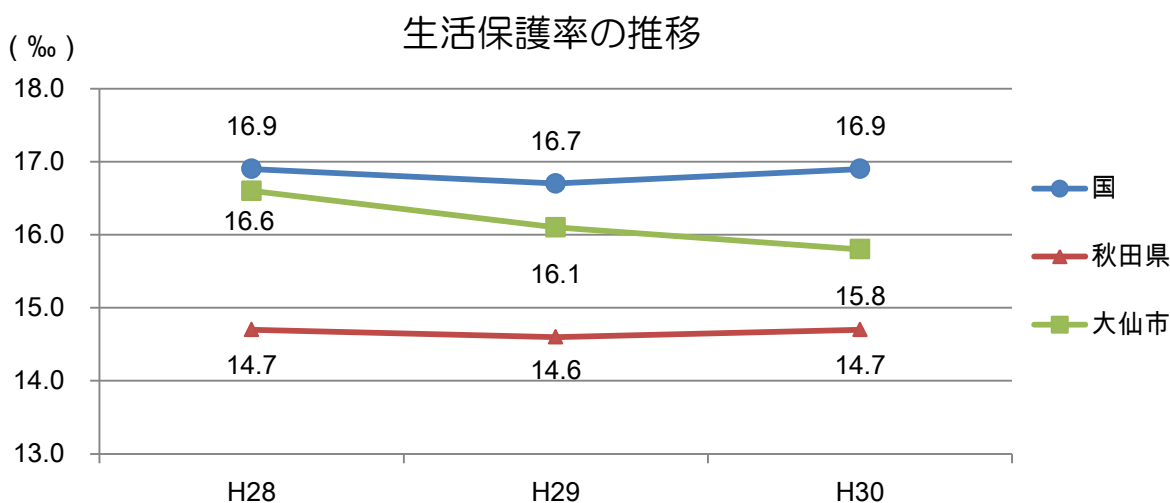
◆現状と課題

誰もが健やかで安心して暮らせる社会を形成するためには、生活上の困難に陥りやすい非正規労働者やひとり親世帯、高齢者や障がい者等、あらゆる人々が自立し安心して暮らせる環境づくりが必要です。

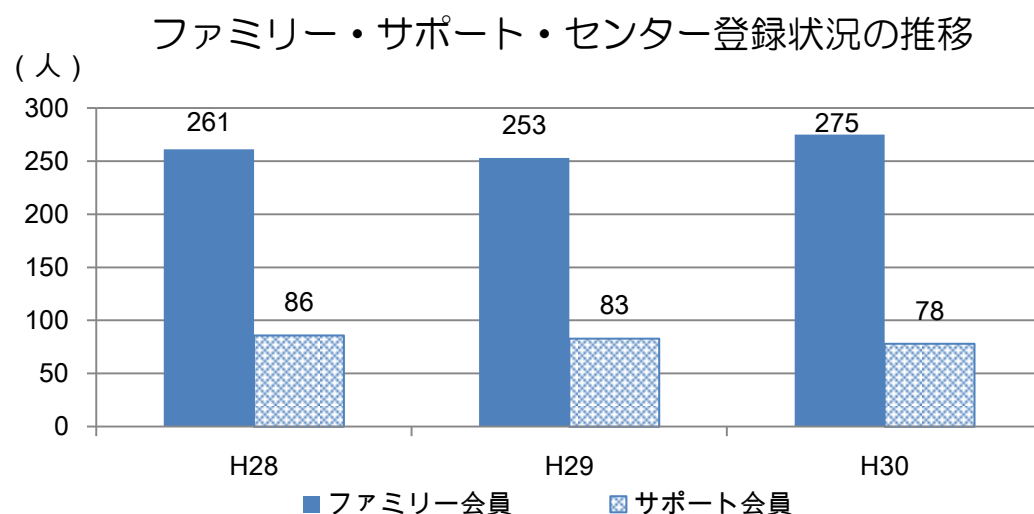
高齢者人口（65歳以上の人口）の割合は上昇が続いており、平成27年には市民のおよそ3人に1人、34.5%が高齢者となっており、高齢者の健康づくりや介護については重要な課題となっています。

また、ひとり親家庭や多子世帯等では、経済的に厳しい状況に置かれた世帯が増加傾向にあり、国民生活基礎調査（平成27年調査）によると「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員のうち、「大人が1人」の世帯員の貧困率は依然として50%を超えております。

男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、様々な困難を抱えた人へ、それぞれの状況に応じて適切な対応と支援をすることが求められています。



出典：大仙市の福祉



出典：大仙市の福祉

◆基本施策

①生活上の困難を抱える世帯への支援

非正規労働者や、ひとり親世帯の女性など生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせるよう、情報提供や適切なアドバイスを行うなど支援体制を強化します。

また、男女の公正な待遇や女性の就業継続、再就職支援の相談など、自立して安定した生活ができるよう支援に努めます。

②社会福祉（児童福祉・障がい者福祉・高齢者福祉）の充実

すべての子どもが健やかに育つことができるよう、地域における子育て支援体制や育児などの悩みについて気軽に相談できる環境を整備します。

障がい者が地域のなかで安心して生活できるよう、ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバリアフリー化を推進します。

高齢者が地域のなかで安心して生活できるよう、介護予防事業への取り組みやサービス提供体制を整備するとともに、一人ひとりが自立して社会に関わることができるよう、高齢者の生きがいづくりなど社会参画を促進します。

③ワンストップ窓口などによる相談窓口の充実

生活困難や育児、こころの健康で悩んでいる人が相談しやすい環境整備のため、窓口のワンストップ化などにより、円滑な相談体制の構築を図ります。

また、自殺者数の減少を目指し、健康相談や情報提供を行います。

◆男女共同参画指標と目標値

No.	男女共同参画指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
1	介護予防サポーターの登録者数	143人	200人
2	認知症サポーター養成講座受講者数	5,323人	6,000人
3	ファミリー・サポート・センター利用 会員登録者数	ファミリー 会員：288人 サポート 会員：91人	ファミリー 会員：300人 サポート 会員：100人
4	雇用助成金（その他）申請人数	8人※1	20人※2
5	母子家庭等自立支援給付金の利用者数	4人	8人
6	母子家庭等高等職業訓練給付金の 利用者数	1人	3人
7	自殺者数	17人 (H30)	16人以下 (R5)

※1 令和元年度までは「母子家庭の母親」および「非正規職員から正規職員」が対象。

※2 令和2年度からは「母子家庭の母親」および「障がい者」が対象。

### ◆具体的な取り組み

- ・市民ニーズに応じた保育サービスの充実
- ・障がい者の自立を促進するための社会全体のバリアフリー化
- ・ひとり親家庭の自立支援制度の周知
- ・介護予防サポーターの登録促進
- ・母子家庭等自立支援給付金の利用促進
- ・母子家庭等高等職業訓練給付金の利用促進

### ◆基本目標2の用語解説

#### ○セクシャル・ハラスメント

相手の意に反する性的言動によって、働く上で不利益を被ったり、性的な言動によって就業環境が妨げられることです。

#### ○マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠や出産に関連して職場において受ける精神的・肉体的嫌がらせにより、不当解雇・雇い止め・給料減などの不当な扱いを受けることです

#### ○メディア・リテラシー

情報が流通する媒体（メディア）が発信する情報を見極め、理解、活用する能力のことです。

#### ○健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

施策の方向(1) 男女共同参画に関する教育・学習の充実

◆現状と課題

市民意識調査によると、学校教育の場で男女の地位が「平等」と回答した割合は60.5%と全体の6割を占めており、男性優遇とした割合は14.2%、女性優遇とした割合は2.4%となっています。

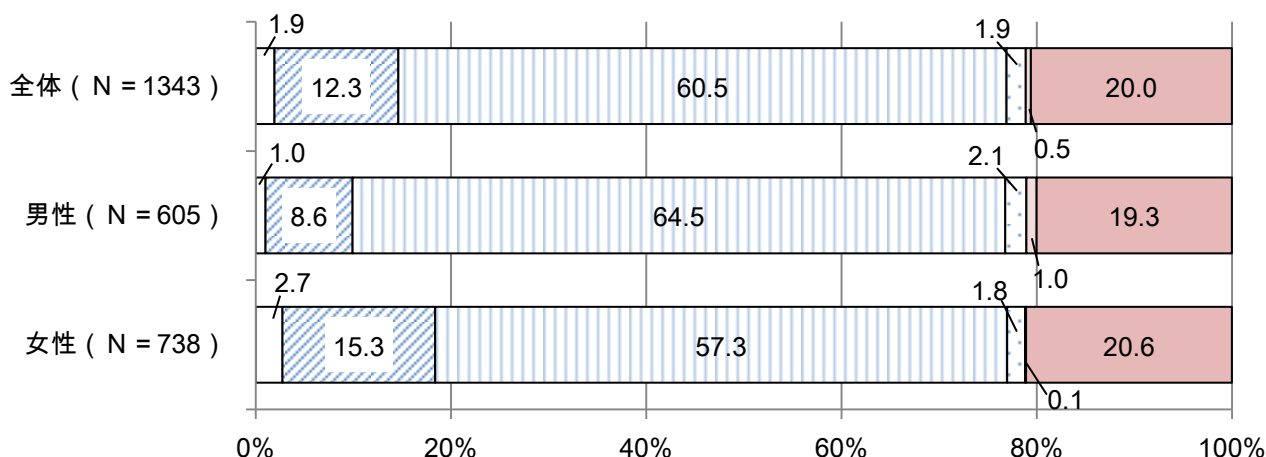
また、「男女共同参画社会」を形成していくために、今後行政に望むこととしては、3割近くの方が「学校教育や社会教育・生涯学習の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」と回答しており、教育・学習の必要性が感じられます。

そのため、学校教育では、幅広い生き方が選択できる進路指導や個人の尊厳、男女の平等観に立った教育、基本的な人格形成の場である家庭では、平等観と自立の促進が求められております。

さらに、多様な性を尊重する社会を実現するため、性的マイノリティに対する理解の促進と支援も必要とされております。

男女の平等感（学校教育の場）

- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない



出典：平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査

◆基本施策

①学校等における男女共同参画教育の機会提供

性別にとらわれることなく学び、能力を高め、固定的性別役割分担意識に捉われない、男女共同参画意識を高める学校教育や家庭教育を推進します。

②対象に応じた生涯学習の充実

男女共同参画の関係機関（秋田県南部男女共同参画センター）と連携し、性別や年齢に関わらず、あらゆる人々へ男女共同参画について学ぶきっかけを提供します。

③性的マイノリティ等の多様な性への理解促進

性的少数者については、男女共同参画の視点に立って理解促進に努めます。

◆男女共同参画指標と目標値

No.	男女共同参画指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
1	学校への男女共同参画資料の提供	未実施	1回
2	男性の地域・家庭参画を促す講座への参加組数	12組	20組

◆具体的な取り組み

- ・男女共同参画に関するコンクールを通じた児童・生徒への意識啓発
- ・男性の地域・家庭参画を促す講座の実施

施策の方向（2） 地域における男女共同参画の推進

◆現状と課題

少子高齢化等により人口減少が進む中、活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女が共に希望に応じて安心して働き、結婚・出産・子育てをすることができる社会の実現が不可欠です。

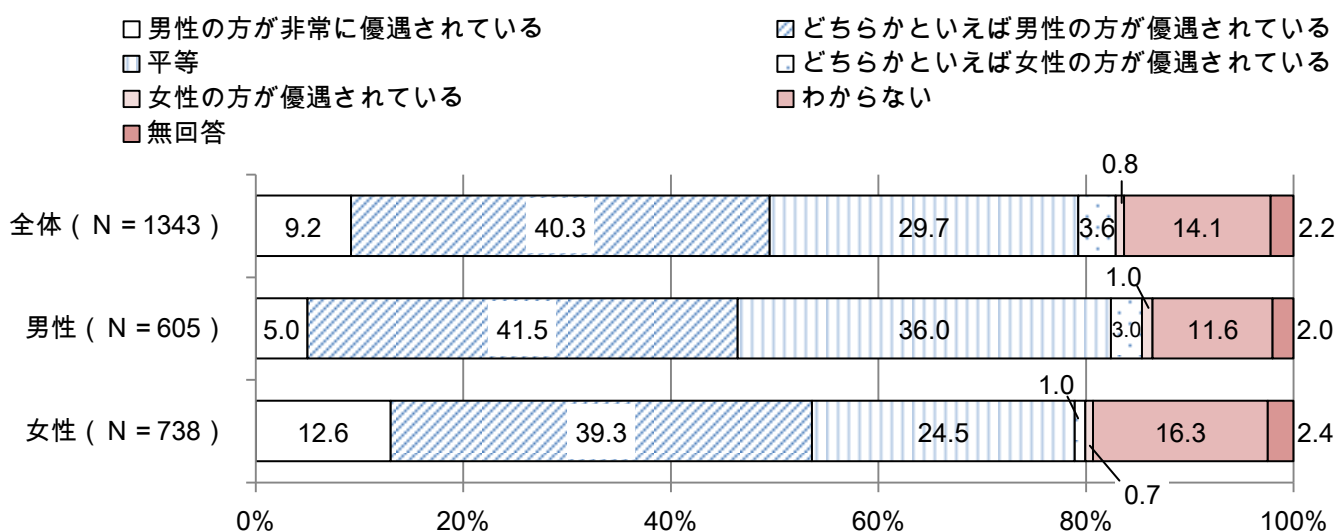
様々な分野で女性の活躍は見られるようになってきましたが、地域社会に残る固定的な性別役割分担意識により、まちづくりや防災分野、自治会活動などの地域活動においては、女性の参画は遅れております。

市民意識調査によると、自治会・町内会などの地域活動の場で、男女の地位が「平等」と回答した割合は 29.7%、「男性優遇」と回答した割合は 49.5%、「女性優遇」と回答した割合は 4.4%となっております。

また、地域活動（自治会・町内会・PTAなど）での男女の役割分担については、「主な役職には男性が就き、女性は補助的な役職に就く慣行がある」と回答した割合は 62.4%、「活動の準備や後かたづけなどは女性が行う慣行がある」と回答した割合は 49.1%となっており、男性が主な役職に就き、女性は補助的、裏方的な役割を担う事が多い現状となっております。

東日本大震災以降、被災地での様々な問題や課題が伝わり、地域防災等の分野では特に、これまでの男性中心の体制を見直し、女性の視点やニーズを取り入れた防災体制の必要性が重要視されております。地域における様々な場面へ、女性の視点や考えを取り入れ、男女が共に参画する地域づくりを推進していく必要があります。

男女の地位の平等感（自治会・町内会などの地域活動）



出典：平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

◆基本施策

①地域活動における男女共同参画の推進

地域活動に男女とも多様な年代の参画を促進し、男女共同参画の視点が反映された地域づくりに努めます。

②女性リーダーの育成

男女共同参画に関する講座を実施し、地域で活躍できる女性人材の育成支援を行います。

③防災分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点から、女性消防団員の意義や活動状況などの周知を図り、子育てや仕事、家庭の事情など女性団員が参加しやすい活動に配慮し、消防団への女性の入団を促進します。また、避難所運営や備蓄品の確保など防災の施策に女性の視点を取り入れます。

◆男女共同参画指標と目標値

No.	男女共同参画指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
1	自治会長の女性割合	1.74%	3%
2	消防団員の女性割合	1.91%	3%

◆具体的な取り組み

- ・消防団への女性参画の促進
- ・男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルの作成と実施
- ・女性や乳幼児等に配慮した災害時用備蓄の実施

施策の方向（3） 男女共同参画意識の普及・啓発

◆現状と課題

市民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、反対と回答した割合は60.1%（参考：国54.3%、県59.6%）となっており、賛成と回答した割合の24.6%を大幅に上回っており、従来の性別役割分担意識に捉われない人の割合が増加しております。

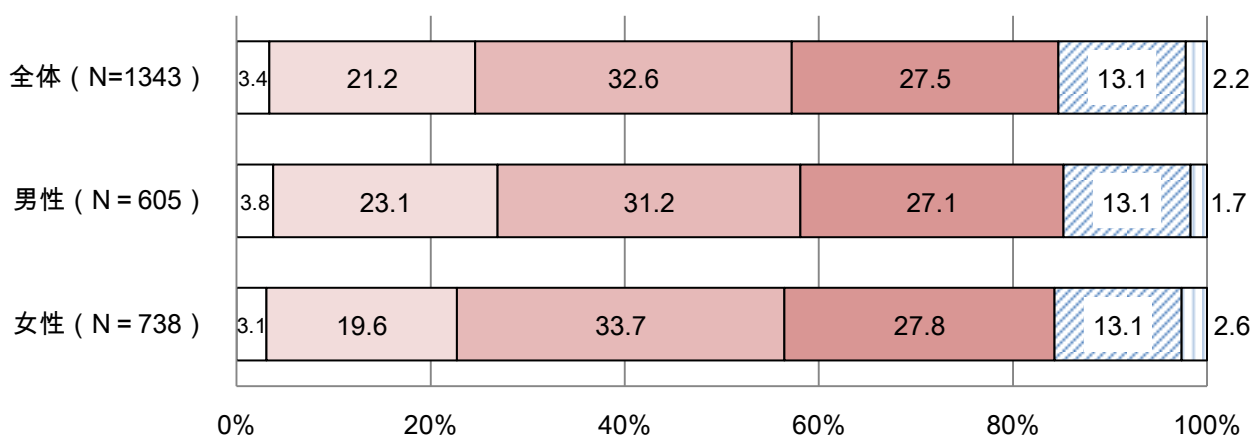
しかし、国の育児期（6歳未満の子どもを持つ夫婦）にある男性1日当たりの育児・家事関連時間は1時間22分と、米国やEU諸国よりも短く、「令和2年までに2時間30分」という政府の目標値とはまだ乖離があります。今後も男性の育児・家事等への参画に対する意識啓発や取り組みが必要です。

また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見などは、個人の生き方の自由な選択を妨げることにも繋がります。

情報化社会により、様々なメディアから、社会的・文化的に形成された「男らしさ」「女らしさ」の概念に捉われた表現や、女性を暴力の対象とする表現などの情報が発信され、市民の男女共同参画に対するイメージにも影響を与えているため、ホームページや広報紙を活用して正しい男女共同参画意識の普及・啓発を行うことが必要です。

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方

□賛成 □どちらかといえば賛成 □どちらかといえば反対 □反対 □わからない □無回答



出典：平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査



◆基本施策

①男女共同参画意識の醸成

男女共同参画社会に関する情報提供をホームページや広報紙等で行うほか、講座等の開催により意識の醸成を図ります。

②男女共同参画意識の視点に立った制度・慣行の見直し

「男女共同参画社会基本法」や「女性活躍推進法」の周知をはじめ、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など、男女共同参画社会に関する各種法律や制度について周知し意識啓発を行います。

市民意識調査を実施し、現状や課題の把握を行い、事業の展開に繋がります。

③固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発の推進

市民一人ひとりが、互いを大切に、支え合い、助け合いのもとで幸せな生活を送ることができるよう、家族や地域の絆づくりに取り組みます。

家族や家庭内の固定的な性別役割分担意識の解消に関する各種講座の開催や広報・ホームページの活用により、慣習の見直しを推進します。

◆男女共同参画指標と目標値

No.	男女共同参画指標	現状値 (R元年度) (H28)	目標値 (R6年度)
1	男女共同参画社会の認知度	68.4%	75%
2	家庭における家事・育児等における男女の役割分担割合（「男女とも同じように」＋「どちらか手の空いているほう」）	37.7%	50%
3	「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	24.6%	15%

◆具体的な取り組み

- ・ 広報やホームページを活用した男女共同参画意識の啓発
- ・ 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

◆基本目標3の用語解説

○性的マイノリティ

同性が好き人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいいます。

女性の同性愛者を表すレズビアン（L）、男性の同性愛者を表すゲイ（G）、両性愛者を表すバイセクシュアル（B）、「からだの性」と「こころの性」の不一致を意味するトランスジェンダー（T）の頭文字をとって、「LGBT」とも呼ばれています。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制をさらに充実させ、関係機関との連携強化を図り、積極的な事業展開を目指します。

#### (1) 男女共同参画庁内推進会議

全庁各課の「男女共同参画推進員」を対象とした研修を開催し、各職場での男女共同参画意識を高め、男女共同参画の視点を取り入れた各課室での施策の展開を図ります。

#### (2) 大崎市男女共同参画審議会

市長が委嘱した男女共同参画について識見を有する委員で構成される「大崎市男女共同参画審議会」において、基本計画に関することや男女共同参画に関する施策について審議し、計画の進行管理を行います。

#### (3) 市民・事業所との連携

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画の理念を理解し、それぞれの生活の中で、考え、行動することが重要です。

市民・事業所と行政が連携して取り組みを推進するため、活動の中心となる人材や事業所・団体の育成、支援に努め、ネットワークを強化します。

#### (4) 関係機関との連携

計画の推進を強化するため、国や県、近隣自治体のほか、秋田県南部男女共同参画センターやあきたF・F推進員等との連携を図り、関係機関と情報を共有し、講演会やセミナー等の啓発事業を連携して行う体制づくりに努めます。

### 2 計画の進捗管理

計画の着実な進行のため、大崎市男女共同参画審議会において、毎年度各目標に対する進捗状況の確認や評価を行い、意見や提言をいただきます。

また、進捗状況等を踏まえ、新たな課題が生じた場合は必要に応じて各事業内容の見直しを行います。

### 第4章の用語解説

#### ○あきたF・F推進員

仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画し合うという「Fifty・Fifty」の略。具体的には、男女共同参画社会の実現に向けて各市町村での取り組みや地域活動が活発に行われるよう、推進的な役割を担うリーダーです。

## 【参考資料】

○数値目標一覧	32
○第3次大仙市男女共同参画プラン策定経過	34
○関係者名簿	35
○男女共同参画社会基本法	36
○大仙市男女共同参画推進条例	44
○男女共同参画年表	49

◆数値目標一覧（再掲）

基本目標 1 あらゆる分野における男女共同参画と女性の活躍推進

男女共同参画指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)	参考値
<b>施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備</b>			
「イクボス研修」参加事業所数	16事業所	20事業所	—
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	45.0% (H28)	55%	43.1%※1
父子手帳の配付数	—	470冊	—
<b>施策の方向(2) 女性の職業生活における活躍推進のための支援</b>			
「ポジティブ・アクション」の認知度	33.1% (H28)	40%	18.3%※1
事業所向けセミナー受講者数(累計)	29人	150人	—
<b>施策の方向(3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>			
審議会等における女性の割合	33.0%	35%	39.6%※2
若年層(18~24歳)の投票率の向上	34.3%	40%	—
女性人材リストの登録者数	14人	20人	—

基本目標 2 健やかで安心・安全な生活環境の整備

男女共同参画指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)	参考値
<b>施策の方向(1) 暴力を許さない社会づくり</b>			
DV被害を相談しなかった人の割合	49.8% (H28)	40%	48.9%※3
デートDV予防教育講座の実施	3回	4回	—
<b>施策の方向(2) 生涯を通じた男女の健康支援</b>			
乳がん検診受診率	14.7%	50%	36.9%※4
子宮頸がん検診・婦人科超音波検診	11.2%	50%	33.7%※4
パパママ教室の参加率(定員に対して)	81.5% (H30)	90%	—
パパママ教室の父親の参加率(定員に対して)	72.6% (H30)	80%	—
乳幼児健康診査・歯科健診の受診率	99.0%	100%	—
<b>施策の方向(3) 安心して暮らせる福祉の充実</b>			
介護予防サポーターの登録者数	143人	200人	—
認知症サポーター養成講座受講者数	5,323人	6,000人	—

ファミリー・サポート・センター 利用会員登録数	ファミリー 会員：288人 サポート 会員：91人	ファミリー 会員：300人 サポート 会員：100人	—
雇用助成金（その他）申請人数	8人*1	20人*2	—
母子家庭等自立支援給付金の利用者数	4人	8人	—
母子家庭等高等職業訓練給付金の 利用者数	1人	3人	—
自殺者数	17人 (H30)	16人以下 (R5)	—

\*1 令和元年度までは「母子家庭の母親」および「非正規職員から正規職員」が対象

\*2 令和2年度からは「母子家庭の母親」および「障がい者」が対象

### 基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

男女共同参画指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R6年度)	参考値
<b>施策の方向（1） 男女共同参画に関する教育・学習の充実</b>			
学校への男女共同参画資料の提供	未実施	1回	—
男性の地域・家庭参画を促す講座への 参加組数	12組	20組	—
<b>施策の方向（2） 地域における男女共同参画の推進</b>			
自治会長の女性割合	1.74%	3%	—
消防団員の女性割合	1.91%	3%	—
<b>施策の方向（3） 男女共同参画意識の普及・啓発</b>			
男女共同参画社会の認知度	68.4% (H28)	75%	—
家庭における家事・育児等における男女の 役割分担割合（「男女とも同じように」＋ 「どちらか手の空いているほう」）	37.7% (H28)	50%	—
「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	24.6% (H28)	15%	35.0%*1

参考値出典

※1 内閣府 男女共同参画局令和元年男女共同参画に関する世論調査

※2 内閣府 男女共同参画局令和元年国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

※3 内閣府 男女共同参画局平成29年度男女間における暴力に関する調査

※4 厚生労働省 平成28年度男国民生活基礎調査

## ○第3次大仙市男女共同参画プラン策定経過

年月日	内容
令和元年5月23日	○ 第1回大仙市男女共同参画審議会 ・令和元年度事業計画について ・「男女共同参画プラン」の策定に係るスケジュールについて
令和元年5月	○ 「大仙市男女共同参画プラン庁内検討会議設置要綱」の制定 (令和元年7月1日施行)
令和元年7月23日	○ 第1回大仙市男女共同参画プラン庁内検討会議 ・第3次大仙市男女共同参画プランの策定について ・基本目標、施策の方向についてグループワーク
令和元年9月26日	○ 第2回大仙市男女共同参画プラン庁内検討会議 ・基本施策の検討
令和元年10月24日	○ 第2回大仙市男女共同参画審議会 ・庁内検討会議(第1回、2回)での内容を報告 ・計画体系(案)の審議
令和元年11月19日	○ 第3回大仙市男女共同参画プラン庁内検討会議 ・審議会(第2回)での意見をフィードバック ・具体的取り組み内容と数値目標の検討
令和元年12月20日	○ 第3回大仙市男女共同参画審議会 ・庁内検討会議(第3回)の内容を報告 ・計画素案の審議
令和2年1月14日～2月7日	○ パブリックコメントの実施 ・市民課、支所市民サービス課窓口、市民活動交流拠点センター、ホームページによる意見の募集
令和2年2月10日～21日	○ パブリックコメント実施後の調整 ・概要版の作成
令和2年3月	○ プランの策定 ・議会説明 ・印刷製本(冊子版) ・関係機関へ配付

## ○関係者名簿

### ■大仙市男女共同参画審議会委員（任期：平成31.4.1～令和3.3.31）

氏名	地域	氏名	備考
小野地 香	大曲	◎高橋 幸子	大曲
小 畠 松子	イキイキ職場宣言事業所	高橋 範子	大曲
○小松田 弘	仙北	戸 嶋 富貴子	中仙
佐藤 敦子	大曲	藤 井 久美子	神岡
菅原 弥恵子	協和	藤原 信子	太田

※名簿の順番は五十音順（◎会長、○副会長）

### ■大仙市男女共同プラン庁内検討会議委員（任期：令和元.7.1～策定日）

関係課名	関係課名
総務部総務課	健康福祉部健康増進センター
総務部総合防災課	健康福祉部高齢者包括支援センター
企画部総合政策課	農林部農業振興課
企画部まちづくり課	経済産業部企業商工課
市民部市民課	建設部都市管理課
市民部保険年金課	建設部建築住宅課
健康福祉部社会福祉課	教育指導部教育指導課
健康福祉部生活支援課	生涯学習部生涯学習課
健康福祉部子ども支援課	企画部男女共同参画推進室（事務局）

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渊内閣

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号

同十一年一二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊か



で活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨と

して、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
  - 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及

び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定す

る者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

---

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他

の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

## ○大仙市男女共同参画推進条例

平成20年9月24日

条例第70号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第7条）

#### 第2章 基本的施策（第8条—第15条）

#### 第3章 男女共同参画審議会（第16条）

#### 第4章 雑則（第17条）

#### 附則

大仙市は、平成17年3月22日の市町村合併と同時に男女共同参画社会の実現に向けて、専門に担当する男女共同参画室を設置し、同年10月「大仙市男女共同参画プラン」を策定した。この計画に沿い、市民や事業所を対象としたアンケート調査の実施や男女共同参画に関する講演会、地域団体への出前講座、写真や一行詩等コンクールの開催など、さまざまな市民への啓発活動を進め、平成19年11月17日には男女共同参画都市となる宣言をし、記念フォーラムを開催したことで市民の気運が高まってきている。しかし、依然として性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行が根強く、男女がそれぞれの個性を活かし十分に能力を発揮できるまちづくりの妨げとなっている。

また、国全体としては、少子高齢化や家族構成の多様化など地域社会の変化や情報技術等の進展による職場環境の変化への対応も求められている。このため国では、男女共同参画社会の実現に向けての施策として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を掲げており、職場・家庭・地域の人々の意識や行動を変えていくことが重要であるとしている。

このように男女共同参画社会を実現するためには、行政による取組だけでなく、市民一人ひとりの意識改革や自主的な行動と努力が必要不可欠であることから、市、市民及び事業者のそれぞれの役割を明確にし、三者が一体となって取り組んでいくことが必要である。

ここに、大仙市の男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、女性と男性がさまざまな分野において共に参画し、喜びも責任も分かち合い、それぞれの個性を活かした活力あるまち「ともに輝く男女共同参画のまち大仙市」の実現に向けて、この条例を制定する。

#### 第1章 総則



(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業環境その他の生活環境を害すること及び性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者など親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力及びこれに準ずる言動等をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が性別にかかわらず社会の対等な構成員として、職場、地域等社会のあらゆる

ゆる分野における方針の立案、決定その他の活動に参画する機会が確保されること。

(4) 家庭においては、その構成員の協力並びに地域及び社会の支援のもと、子の養育、親の介護その他の家庭生活における活動が就業、就学その他の社会生活における活動とともに円滑に行われるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係を有していること及び市における国際化の進展を考慮し、国際的協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画を推進するための施策を実施しなければならない。

2 市は、全ての分野で男女共同参画に影響を及ぼす施策を策定し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

3 市は、市民、事業者、国、他の地方公共団体等と連携して男女共同参画を推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、職場、家庭、学校、地域等社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、その事業に従事する男女が性別にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

## 第2章 基本的施策

(男女共同参画の推進に関する計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、第16条第1項に規定する大仙市男女共同参画

審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映することができるような適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(広報活動等)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市の組織における積極的改善措置)

第10条 市は、市の組織において、性別にかかわらず個人としての能力を発揮できるように積極的改善措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第11条 市は、学校教育及び生涯学習において、性別にとらわれず個人としての能力と適性を身につけられる取組を促進するものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第12条 市は、男女がともに家庭生活における活動と職場、地域等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画強化月間)

第14条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心を高め、及び理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に実施されるようにするため、男女共同参画強化月間を設けるものとする。

2 男女共同参画強化月間は、毎年11月とする。

(苦情及び相談への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申し出があった場合には、関係機関と連携を図り、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申し出があった場合には、関係機関と連携を図り、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 市長は、市民又は事業者から苦情又は相談の申し出があった場合で、必要があると認めるときは、第16条第1項に規定する大仙市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

### 第3章 男女共同参画審議会

#### (男女共同参画審議会)

第16条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、大仙市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、第8条第2項及び第15条第3項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、男女共同参画について識見を有する者及び公募による者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第4章 雑則

#### (委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 第16条第5項本文の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱される男女共同参画審議会の委員の任期の終期は、平成21年3月31日とする。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

男女共同参画年表

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き	市の動き
1975年 (昭和50年)	○ 国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ○ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	○ 婦人問題企画推進本部設置 ○ 総理府「婦人問題担当室」設置		
1977年 (昭和52年)		○ 国内行動計画策定 ○ 国立婦人教育会館開設		
1979年 (昭和54年)	○ 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		○ 民生部青少年課「婦人対策担当」設置	
1980年 (昭和55年)	○ 「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）女子差別撤廃条約署名式「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	○ 民法及び家事審判法の一部改正 配偶者の法定相続分を1/3から1/2へ	○ 秋田県婦人問題懇話会設置	
1981年 (昭和56年)	○ 第67回ILO総会（ジュネーブ）で「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均衡待遇に関する条約（156号）」を採択	○ 国内行動計画後期重点目標策定	○ 民生部青少年課を生活環境部青少年婦人課に改称 ○ 「秋田の未来をひらく婦人のための県内行動計画」	
1985年 (昭和60年)	○ 「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○ 「男女雇用機会均等法」成立（S61施行） ○ 「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61年)		○ 婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡大 ○ 婦人問題企画推進有識者会議開催	○ 第二次行動計画策定「新しい男女共同社会をめざす婦人のための県内行動計画」	
1987年 (昭和62年)		○ 「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定		
1990年 (平成2年)	○ 国際経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		○ 「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」（第一次改定）」策定 ○ 「育児休業法」公布	○ 秋田県女性行政推進計画 「あきた女と男のハーモニープラン」を策定（計画年次：H4～H12）	
1993年 (平成5年)	○ 世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択 ○ 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パート労働法）」公布	○ 青少年女性課に改称 ○ 「秋田県の委員会・審議会等への女性委員の登用促進要綱」制定	
1994年 (平成6年)	○ 国際人口・開発会議（カイロ）で「カイロ宣言及び行動計画」を採択	○ 男女共同参画審議会設置 ○ 総理府男女共同参画室設置 ○ 男女共同参画推進本部設置	○ 女性の人材リスト作成 ○ 高校家庭科男女必修の実施	
1995年 (平成7年)	○ 第4回国連世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	○ 「育児休業法」一部改正（介護休業制度の法制化）		
1996年 (平成8年)		○ 男女共同参画の形成の促進に関する新たな国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」		
1997年 (平成9年)		○ 男女共同参画審議会設置 ○ 「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」改正 ○ 「男女共同参画白書」発表（総理府）	○ 秋田県女性行政推進計画	
1999年 (平成11年)		○ 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○ 「食料・農業・農村基本法」施行 女性の参画促進を規定		
2000年 (平成12年)	○ 国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）「政治宣言」「更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択	○ 「男女共同参画基本計画」策定（H13～17）	○ 生活環境文化部県民文化政策課に男女共同参画室を設置 ○ 秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」策定（H13～22）	
2001年 (平成13年)		○ 男女共同参画会議設置（内閣府の設置に伴い旧審議会を改組） ○ 男女共同参画局設置 ○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」）公布・施行 ○ 育児・介護休業法一部改正	○ 秋田県男女共同参画センター開設 ○ 男女共同参画「あきたF・F推進員」制度開始	
2002年 (平成14年)	○ 第2回APEC女性問題担当大臣会合（メキシコ）大臣共同声明採択	○ 「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」開催、提言	○ 秋田県男女共同参画推進条例施行 ○ 生活環境文化部に男女共同参画課設置 ○ 北部及び南部男女共同参画センター開設 ○ 男女の意識と生活実態調査実施	
2003年 (平成15年)		○ 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 H27までの時限立法	○ 「男女共同参画推進員」を全課所に配置	
2004年 (平成16年)		○ 「DV防止法」改正	○ 男女共同参画活動拠点施設開設（6市町） ○ 男女共同参画統括推進員制度導入口	
2005年 (平成17年)	○ 第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）	○ 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	○ 男女共同参画活動拠点施設開設（4市町村） ○ 秋田県男女共同参画推進計画改定	○ 大仙市企画部に男女共同参画室設置 ○ 「大仙市男女共同参画プラン」策定 ○ 大仙市大曲男女共同参画活動拠点コーナー設置

男女共同参画年表

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き	市の動き
2006年 (平成18年)		○「男女雇用機会均等法」改正	○第2次秋田県男女共同参画推進計画施行	○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ○「大仙市ドメスティック・バイオレンス防止連絡会」発足 「ドメスティック・バイオレンス等防止基金条例」制定
2007年 (平成19年)		○「DV防止法」改正 ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ○「仕事と生活の調和推進室」設置（内閣府）	○全市町村における男女共同参画計画の策定達成 ○市町村男女共同参画計画策定記念フォーラム ○男女の意識と生活実態調査実施	○「大仙市男女共同参画都市宣言」を行う ○「大仙市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援金交付要綱」制定 ○「男女共同参画に関する事業所アンケート」実施
2008年 (平成20年)		○「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	○「あきた子育て応援企業表彰」創設 ○男女イキイキ職場知事表彰（5社）	○男女共同参画室から「男女共同参画・交流推進課」に課名変更 ○「大仙市男女共同参画推進条例」制定
2009年 (平成21年)	○国連女子差別撤廃委員会による最終見解が示される。	○次世代育成支援対策推進法の改正（平成21年4月1日施行） ○育児・介護休業法改正（平成22年度施行）	○ふるさと秋田元氣創造プラン策定 ○がんばる女性応援セミナー開催	○男女共同参画プラン行動計画見直し（～平成26年度）
2010年 (平成22年)	○国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定（平成22年6月） ○第3次男女共同参画基本計画策定（平成22年12月17日施行） ○育児・介護休業法「パパママ育児プラス」開始	○第3次秋田県男女共同参画推進計画策定（平成23年3月） ○秋田県仕事と育児・家庭の両立支援奨励金事業実施	○各課に置かれていた推進員を「男女共同参画統括推進員」（課所長等）へ格上げ。併せて各課に「男女共同参画推進員」を配置。 ○パパ向け講座シリーズ開始
2011年 (平成23年)	○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（略称：UN Women）正式発足	○「男女間における暴力に関する調査」実施	○男女共同参画副読本「みんなイキイキ」発行 ○ハーモニー相談室機能強化事業 ○地域を変える男女共同参画実践カアップ事業	○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ○「交際相手等からの暴力に関する高校生意識調査」実施 ○「大仙市DV防止基本計画」策定（県内市町村初）
2012年 (平成24年)	○第56回国連婦人の地位委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 ○第4回女性に関するASEAN+3に合わせて第1回女性に関するASEAN閣僚級会合開催	○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 ○災害対策基本法改正（地方防災会議における女性委員割合増加） ○「東日本大震災からの復興の基本方針」で復興施策に女性の視点を反映することを明記	○「秋田の元氣は女性から」発信事業 ○男女の意識と生活実態調査実施 ○地域の若者育成支援事業	○「男女共同参画都市宣言5周年記念事業～ともに輝く～」開催 ○内閣府HP「男性にとつての男女共同参画」推進に向けた地方自治体の取り組み」の分野で「大仙市パパ向け講座シリーズ」が紹介される ○高校生向けDV・デートDV予防教育講座開始
2013年 (平成25年)	○APEC女性と経済フォーラム	○「ダイバーシティ経営企業100選」及び「なでしこ銘柄」選定 ○若者・女性活躍推進フォーラム ○輝く女性応援会議 ○成長戦略の中核に女性の活躍を位置づけ ○「DV防止法」改正（生活の本拠を共にする交際相手含む）	○「輝く女性フェスタ」開催 ○イキイキ男性変身サポート事業	○男女共同参画地域連携事業「まるごと防災学習展」実施 ○男女共同参画の視点を活かした「地域防災講座」を地域で実施 ○男女共同参画セミナー『地域がイキイキするWLBのスズメ』実施
2014年 (平成26年)		○内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置 ○内閣官房に「すべての女性が輝く社会づくり推進室」設置 ○「女性が輝く先進企業表彰」創設 ○「地域女性活躍推進交付金」創設 ○パートタイム労働法改正	○あきた女性の活躍推進会議設置 ○秋田県女性活躍推進本部設置	○男女共同参画・交流推進課がAnbee大曲内へ移動 ○第2次大仙市男女共同参画プランの策定（平成27年3月） ○高校生の視点を活かしたDV・デートDV防止啓発ワークショップの開催
2015年 (平成27年)	○第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」世界閣僚会議）	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）平成27年9月4日 公布・施行	○第4次男女共同参画基本計画策定（平成27年12月） ○「女性が輝く先進企業表彰」内閣総理大臣表彰を（株）北都銀行が受賞 ○「地域女性活躍推進補助金」創設 ○あきた未来総合戦略策定（H27～H31）	
2016年 (平成28年)		○「育児・介護休業法」の改正	○「秋田県女性の活躍推進企業表彰」創設 ○「日本女性会議2016秋田」開催	○第2次大仙市DV防止基本計画策定
2017年 (平成29年)	○67男女共同参画担当大臣会合（イタリア）開催 ○「WAW！（国際女性会議）2017」（東京）開催		○あきた未来創造部に次世代・女性活躍支援課を設置 ○「女性が輝く先進企業表彰」内閣府特命大臣表彰を（社福）平鹿悠真会が受賞	○大仙市イクボス宣言（県内自治体4例目） ○大仙市男女共同参画都市宣言10周年記念フォーラムを開催
2018年 (平成30年)		○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 平成30年5月23日公布・施行	○第3期ふるさと秋田元氣創造プラン策定（H30～H34） ○「あきた女性活躍・両立支援センター」開設（6月）	○イクボス研修実施（市内16事業所参加）
2019年 (平成31年) (令和元年)		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を改正する法律 6月公布	○「均等・両立推進企業表彰」厚生労働大臣表彰（ファミリー・フレンドリー企業部門）を（社福）平鹿悠真会が受賞	○ワーク・ライフ・バランス研修（10事業所参加） ○第3次大仙市男女共同参画プランの策定（令和2年3月）

## 第3次大仙市男女共同参画プラン

令和2年3月

発行/秋田県大仙市

編集/大仙市企画部男女共同参画推進室

〒014-0027 秋田県大仙市大曲通町8番36号（Anbee大曲2階）

TEL 0187-88-8039（直通） FAX 0187-62-3177

URL <http://www.city.daisen.akita.jp>

E-Mail [kyodo@city.daisen.lg.jp](mailto:kyodo@city.daisen.lg.jp)



大仙市マスコットキャラクター  
まるびちゃん